

南相馬市幼稚園条例の一部改正について（概要）

資料 1-1

1 内容

小高区内の休園幼稚園（福浦幼稚園、金房幼稚園及び鳩原幼稚園）を閉園するもの。

2 改正理由

福浦幼稚園、金房幼稚園及び鳩原幼稚園は、東日本大震災以降休園している。一方、小高幼稚園及びおだか保育園の機能を有するおだか認定こども園（施設定員123人・利用定員60人）は令和2年4月に開園した。

今後の小高区の0歳から5歳までの人口予測を見ても、おだか認定こども園1園で小高区の幼児教育を担うことが可能と判断できる。

また、令和2年9月議会で承認された小高区内4小学校の統合に伴い、小学校と同一敷地にある休園幼稚園の役割は終了したことから、南相馬市幼稚園条例の一部を改正するものである。

小高区人口（0～5歳）予測

2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
71人	72人	64人	54人	47人

※2020年の人口は、2020年3月31日現在の居住人口

3 休園施設の概要

園名	竣工年度	経過年数	構造	総床面積（㎡）
福浦幼稚園	1981	39	RC造二階	574.0
金房幼稚園	1979	41	鉄骨造平屋	410.0
鳩原幼稚園	1983	37	鉄骨造平屋	309.8

4 条例の改正

(1) 南相馬市幼稚園条例の別表を次のように改正する。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2	南相馬市立福浦幼稚園	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地
【略】	【略】	南相馬市立金房幼稚園	南相馬市小高区飯崎字北原61番地
		南相馬市立鳩原幼稚園	南相馬市小高区南鳩原字西畑76番地
		南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2
		【略】	【略】

資料 1-1

5 関係例規の改正

- (1) 南相馬市立幼稚園管理規則
- (2) 南相馬市教育委員会公印規程
- (3) 南相馬市放課後児童健全育成事業実施要綱

6 施行期日

令和3年4月1日

7 施設の利活用

今後、同一敷地内にある学校と調整を図り、利活用を検討する。

8 地域協議会への諮問結果

令和2年10月29日開催の小高区地域協議会に諮問し、妥当であるとの答申を得た。

9 今後の日程

令和2年10月29日	小高区地域協議会（諮問）
11月庁議前	臨時企画調整会議
11月 4日	庁議
11月17日	鹿島区地域協議会（報告）
11月18日	教育委員会定例会
11月18日	原町区地域協議会（報告）
12月	12月市議会定例会

平成18年1月1日

条例第186号

改正 平成18年3月3日条例第243号

平成25年6月27日条例第33号

平成26年3月28日条例第15号

平成27年3月27日条例第9号

令和元年9月19日条例第27号

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、南相馬市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町立幼稚園条例（昭和42年小高町条例第6号）、鹿島町立幼稚園条例（昭和43年鹿島町条例第12号）又は原町市幼稚園条例（昭和46年原町市条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成25年6月27日条例第33号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(南相馬市幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例による改正後の南相馬市幼稚園条例の規定は、平成27年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月19日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
南相馬市立福浦幼稚園	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地
南相馬市立金房幼稚園	南相馬市小高区飯崎字北原61番地
南相馬市立鳩原幼稚園	南相馬市小高区南鳩原字西畑76番地
南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2
南相馬市立八沢幼稚園	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
南相馬市立上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273番地1
南相馬市立高平幼稚園	南相馬市原町区下北高平字古館278番地
南相馬市立大甕幼稚園	南相馬市原町区大甕字十日迫26番地
南相馬市立太田幼稚園	南相馬市原町区益田字塩釜61番地
南相馬市立石神第一幼稚園	南相馬市原町区北長野字北原田288番地
南相馬市立石神第二幼稚園	南相馬市原町区大木戸字西原1番地

2こ育 第1118号
令和2年10月29日

南相馬市小高区地域協議会
会長 林 勝 典 様

南相馬市長 門馬 和夫



南相馬市幼稚園条例を改正する件について（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

記

- 1 南相馬市幼稚園条例を改正する件について

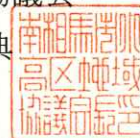
2小地協第13号

令和2年10月29日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市小高区地域協議会

会 長 林 勝典



南相馬市幼稚園条例の一部改正について（答申）

令和2年10月29日付け2こ育第1118号で諮問のありました「南相馬市幼稚園条例の一部改正について」、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

「南相馬市幼稚園条例の一部改正について」は妥当であると判断します。